

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和2年12月11日（金） 11時10分 開会
11時26分 閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 福祉課
課長 中野 貴文 君 係長 中野 美紀 君
都市建設課
課長 石澤 正志 君 課長補佐 寺地 克己 君
課長補佐 松山 直人 君 係長 宮路 隆博 君

6. 会議に付した事件

議案第80号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例の制定

議案第81号 「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基
金条例の制定について

所管事務調査について

7. 議事の経過概要 別紙のとおり

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

令和2年12月4日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第80号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第81号、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定についての2件であります。

それでは、議案第80号を議題とし審査に入ります。

執行部の出席をお願いいたします。

（福祉課 入室）

◎議案第80号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

都市建設課に出席いただきました。

初めに、課長の説明を求めます。

中野福祉課長

議案第80号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

県においては、経済的理由から医療機関の受診を控え、症状の重篤化を防ぐことを目的に、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関における医療費の窓口負担をなくす取組を行う市町村に対し、その経費の一部を補助しているところです。そして令和3年4月から、住民税非課税世帯の高校生までの医療費の窓口負担をなくすため、自治体への補助を拡大する方針であります。

この県の「子ども医療給付事業」の実施に伴い、本市においても、窓口負担の無償化の対象範囲を、現在の住民税非課税世帯に属する乳幼児から、同世帯に属する高校生までに拡大するよう、所要の改正を行うものです。

条例の内容について御説明をいたします。

議案書の26ページと条例議案等参考の8ページをお願いいたします。

現在の条例では、第2条において、「子ども」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とし、また「乳幼児」とは6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者として、区別して定義しているところです。

今回の改正においては、第2条において「乳幼児」の範囲を定義した第2項を削り、医療費の助成方法を規定した第4条において、「乳幼児」の記載を「子ども」に変更することで、医療費の窓口負担が不要な対象者の範囲を、住民税非課税世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までに拡充しようとするものです。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、改正後の規定は、施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

阿久根市の非課税世帯というのは年収幾らになりますか。

岩崎健二委員長

課長分かりますか。

中野福祉課長

税務課のほうに詳しく説明を求めなければいけません。また、所得税と住民税の試算は違ってくるかと思います。

中面幸人委員

そうですか。なら、所得税と住民税が関係してくるわけですね。

中野福祉課長

これは住民税です。

中面幸人委員

住民税だけですか。

中野福祉課長

ここについては、いわゆる子供さんがいらっしゃるのが前提ですので、扶養の控除もまたそこで入ってくるかと思います。ちょっと詳しくは、申し訳ありません。

山田勝委員

とにかく税金がどひこのしだけということ。

中野福祉課長

そうですね。住民税非課税世帯です。

岩崎健二委員長

所管課ではありませんので、住民税非課税世帯の年収については家族の数とかいろんなものによって違ってくるかと思うので、そこについては後ほど税務課のほうに聞いていただければと思います。

中面幸人委員

はい。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、執行部は退席をお願いします。

(福祉課 退室)

◎議案第 8 1 号 「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定について

岩崎健二委員長

議案第80号の審査を一時中止し、次に議案第81号を議題とし審査に入ります。

執行部の出席をお願いいたします。

(都市建設課 入室)

岩崎健二委員長

都市建設課に出席いただきました。

初めに、課長の説明を求めます。

石澤都市建設課長

本日はよろしく申し上げます。

それでは、議案書の27ページをお開きください。

議案第81号「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定について、御説明申し上げます。

制定の理由につきましては、地域の個性、魅力を生かして人を呼び南九州西岸地域の活力を生み出す拠点として、また、「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまちあくね」の実現を目指すため、阿久根市大川地区に新たな道の駅を整備しようとするものでありますが、建設工事等整備費用に20億円を超える事業費が想定されることから、本市財政負担の平準化を図るため、整備費の一部を基金として積立てることを目的に、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な事項についてであります。第1条は基金の設置についての規定であり、整備に必要な経費だけでなく、整備完了後、基金に剰余が発生した場合、市債償還費用に充てることができることとするものであります。

第2条は積立てについての規定であり、予算に計上して積立てることとするものであります。

第3条は管理について規定したものであり、金融機関その他で確実かつ有利な方法により行うこととするものであります。

第4条は運用益金の処理について規定したものであり、基金から生じる利子については予算計上をして基金に編入することとするものであります。

第5条は繰替運用について規定したものであり、歳計現金に繰り替えて運用できるようにするものであります。

第6条は基金の処分について規定したものであり、第1条に定めた事業や金融機関における保険事故が生じた場合における処分が可能である旨規定したものであります。

第7条は委任についての規定であります。

附則は、条例の施行日について規定したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、執行部の退席をお願いします。

(都市建設課 退室)

岩崎健二委員長

以上で所管課への質疑は終了しましたが、現地調査について委員の皆さんの意見を伺います。

委員の皆さんから何か現地調査について意見はありませんか。

仮屋園一徳委員

必要ないと思います。

岩崎健二委員長

現地調査については行わないとの意見がありますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって現地調査は行わないことと決しました。

◎議案第 80 号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

これより、議案第80号について、採決を行います。

議案第80号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議は必要ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第80号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第 81 号 「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第81号について、採決を行います。

議案第81号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議は必要ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第81号、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を２月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります。この内容について委員の皆さんから何か御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、原稿の記載及び提出について、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

◎所管事務調査について

岩崎健二委員長

次に、所管事務調査について報告いたします。

前回の委員会で、社団法人いかくらと捕獲隊の両者に出席を依頼し、意見交換会をする。と決定したところでありますが、現在、先方との日程調整を行っているところでありますのでよろしく願います。

ほかに皆さんから何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

（散 会 １１時２６分）

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二